○財務省告示第三百十一号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十二年八月二十日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十二年九月二十四日

財務大臣　野田　佳彦

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第九回	九億円	九十九円八十五銭
〃	第十三回	五億円	九十八円
〃	〃	六億円	九十八円四銭
〃	第二十回	一億円	九十八円九十五銭
〃	〃	十億円	九十九円十銭
合計	第十五回	二十五億円	九十九円六十七銭
〃	〃	三十五億円	九十八円七十五銭
〃	〃	二十八億円	九十八円六十九銭
〃	〃	十億円	九十八円六十六銭
〃	〃	二十億円	九十八円五十八銭
〃	第十四回	十九億円	九十八円五十七銭
〃	〃	五億円	九十九円六十銭
〃	〃	五億円	九十九円五十五銭
〃	〃	四億円	九十九円三十銭
〃	第十三回	五十三億円	九十九円二十一銭
〃	〃	四十五億円	九十八円七十銭
〃	第十回	四十三億円	九十八円六十五銭
〃	第九回	三億円	九十八円四十五銭
〃	〃	四十二億円	九十八円三十三銭
〃	〃	十億円	九十八円三十一銭
〃	〃	三十億円	九十八円二十八銭
〃	〃	二十八億円	九十八円二十三銭
〃	〃	三十億円	九十八円二十銭
〃	〃	百十一億円	九十八円十四銭

○財務省告示第三百十二号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十二年九月一日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十二年九月二十四日

財務大臣　野田　佳彦

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・十年）	第三回	四億円	九十七円三十四銭
〃	〃	六億円	九十七円三十九銭
〃	〃	十二億円	九十七円四十九銭
〃	〃	五十九億円	九十七円五十九銭
〃	〃	七億円	九十七円六十銭
〃	〃	六億円	九十七円六十五銭
〃	〃	百億円	九十七円七十銭
〃	第四回	六億円	九十六円五十四銭
〃	〃	一億円	九十六円五十五銭
合計	第四十五回	四億円	百円七十四銭
〃	〃	七十二億円	百円七十九銭
〃	〃	百億円	百円七十銭
〃	〃	百億円	百円六十七銭
〃	第四十四回	四十五億円	百円六十四銭
〃	〃	二百五十億円	百円八十銭
〃	〃	五十億円	百円七十五銭
〃	第四十一回	二十億円	百円六十五銭
〃	第三十六回	二十億円	九十五円六十八銭
〃	第三十五回	二億円	九十五円七十銭
〃	第三十三回	三億円	九十五円六十四銭
〃	第二十九回	九十億円	九十六円三十五銭
〃	〃	五億円	九十七円六十四銭
〃	第二十七回	二億円	九十七円五十銭
〃	第二十三回	三億円	九十九円九十四銭